

平成 29 年度 講習日程

| | 甲種防火管理新規講習 及び防災管理新規講習 を併せて実施する講習 | 甲種防火管理再講習 及び防災管理再講習 を併せて実施する講習 | 乙種防火管理講習 | 甲種防火管理再講習 | 防災管理新規講習 | 防災管理再講習 | 受付開始日 | |
|-----|--|--------------------------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 4月 | 第1回 17日(月)18日(火) 第2回 25日(火)26日(水) | | | | | | 4月3日 (月) | |
| 5月 | 第3回 11日(木)12日(金) 第4回 18日(木)19日(金) 第5回 25日(木)26日(金) | | 第1回 30日(火) | | | | | |
| 6月 | 第6回 1日(木)2日(金) 第7回 8日(木)9日(金) 第8回 20日(火)21日(水) 第9回 26日(月)27日(火) | 第1回 30日(金) | | 第1回 5日(月) | | | | |
| 7月 | 第10回 4日(火)5日(水) 第11回 13日(木)14日(金) 第12回 19日(水)20日(木) | | 第2回 1日(土) | | | | | |
| 8月 | 第13回 1日(火)2日(水) 第14回 21日(月)22日(火) 第15回 29日(火)30日(水) | | | | | | | |
| 9月 | 第16回 4日(月)5日(火) 第17回 7日(木)8日(金) 第18回 11日(月)12日(火) 第19回 28日(木)29日(金) | 第2回 1日(金) | 第3回 30日(土) | 第2回 25日(月) | | | | |
| 10月 | 第20回 2日(月)3日(火) 第21回 14日(土)15日(日) 第22回 18日(水)19日(木) 第23回 24日(火)25日(水) | | 第4回 12日(木) | | | 第1回 26日(木) | | |
| 11月 | 第24回 1日(水)2日(木) 第25回 7日(火)8日(水) 第26回 15日(水)16日(木) 第27回 21日(火)22日(水) | 第3回 9日(木) | | 第3回 17日(金) | | | | 10月2日 (月) |
| 12月 | 第28回 1日(金)2日(土) 第29回 7日(木)8日(金) 第30回 19日(火)20日(水) | | 第5回 10日(日) | | 第1回 13日(水) | | | |
| 1月 | 第31回 11日(木)12日(金) 第32回 17日(水)18日(木) 第33回 25日(木)26日(金) | | 第6回 20日(土) | | | | | |
| 2月 | 第34回 1日(木)2日(金) 第35回 15日(木)16日(金) 第36回 22日(木)23日(金) | 第4回 19日(月) | | 第4回 24日(土) | | | 1月15日 (月) | |
| 3月 | 第37回 1日(木)2日(金) 第38回 7日(水)8日(木) 第39回 19日(月)20日(火) 第40回 22日(木)23日(金) | | 第7回 13日(火) | | | | | |

受講に関するお問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

| | | | | | |
|--------|----------|---------|----------|-------|----------|
| 鶴見消防署 | 503-0119 | 保土ヶ谷消防署 | 334-6696 | 青葉消防署 | 974-0119 |
| 神奈川消防署 | 316-0119 | 旭消防署 | 951-0119 | 都筑消防署 | 945-0119 |
| 西消防署 | 313-0119 | 磯子消防署 | 753-0119 | 戸塚消防署 | 881-0119 |
| 中消防署 | 251-0119 | 金沢消防署 | 781-0119 | 栄消防署 | 892-0119 |
| 南消防署 | 253-0119 | 港北消防署 | 546-0119 | 泉消防署 | 801-0119 |
| 港南消防署 | 844-0119 | 緑消防署 | 932-0119 | 瀬谷消防署 | 362-0119 |

平成 29 年度 防火・防災管理者講習のご案内

受講対象者は、横浜市内の建物で防火管理者又は防災管理者として選任される予定又は選任されている方です。

手順1 受講申請します

講習種別・日程はパンフレット裏面のとおりです。

手続方法は2通りです。

講習科目の一部免除を申請する場合は、必ず消防署の窓口で申請してください。

1 消防署の窓口で申請

- (1) 受講申請書に必要事項を記載のうえ、消防署予防課予防係の窓口へ提出してください。
- (2) 受付時間は平日の8時45分から17時までです。
- (3) 「防災管理新規講習」を申し込む方は、申請の際、「甲種防火管理講習」の修了証をご持参ください。

2 横浜市消防局のホームページから申請

- (1) ホームページに掲載の「Web 予約」から画面の案内に従い、必要事項を入力してください。
- (2) ご入力いただいた内容を確認後、電子メールで受講票を送付します。



手順2 受講手数料を納付します

横浜市火災予防条例第69条の2の規定により、受講手数料（非課税）が必要です。講習日前日までに近隣の金融機関で納付してください。納付手数料はかかりません。

納付の確認ができない場合は、受講できません。また、既納の受講手数料は返還いたしませんのでご注意ください。

1 消防署の窓口で申請した場合

窓口でお渡しした納付書で、講習日前日までに受講手数料を納付してください。

2 横浜市消防局のホームページから申請した場合

講習日のおおむね10日前までに、ご入力いただいた住所へ、納付書を郵送いたしますので、講習日前日までに受講手数料を納付してください。

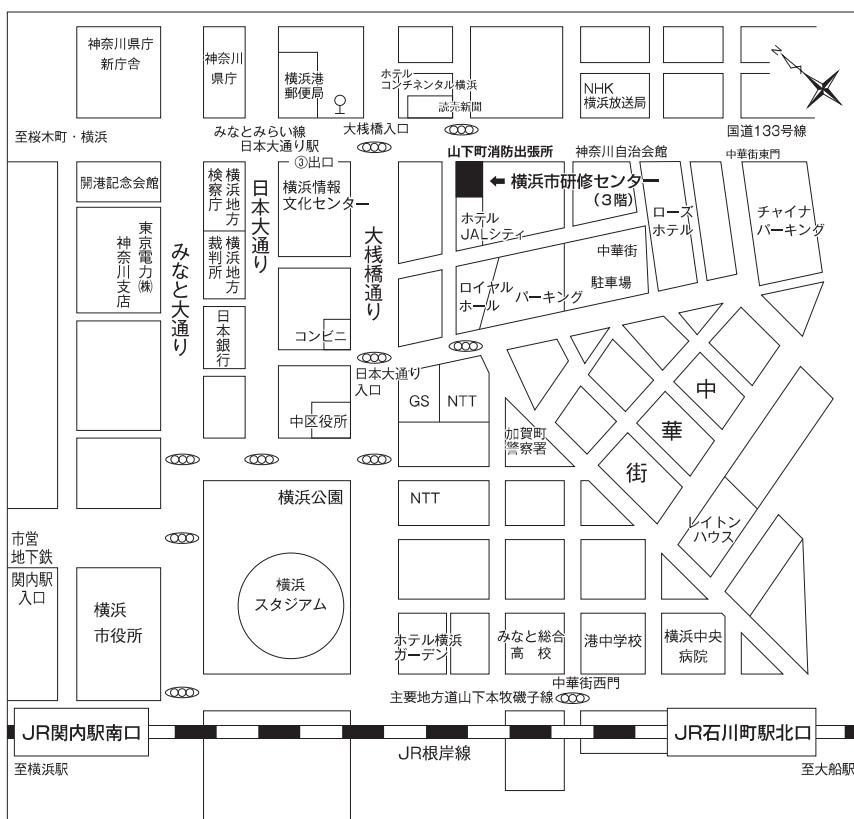
手順3 当日、講習会場にお越しください

1 講習会場

横浜市中区山下町 72 番地1 「横浜市研修センター3階」(1、2階山下町消防出張所)

2 持ち物

- ・受講票
(インターネットで受講申請した場合は、電子メールで送付する受講票を印刷して、講習日当日お持ちください)
- ・納付書兼領収書の写
- ・筆記用具



最寄り駅 みなとみらい線 日本大通り駅(3番出口) 徒歩3分
 JR 関内駅(南口)・石川町駅(中華街口) 徒歩13分
 横浜市営地下鉄 関内駅(1番出口) 徒歩12分

講習時間及び受講手数料

| | 講習日数 | 講習時間 | 受付開始時間 | 受講手数料(非課税) |
|------------------------------|------|--------------------------------------|--------|------------|
| 甲種防火管理新規 防災管理新規を 併せた講習 | 2日間 | 1日目:9時30分~17時00分 2日目:9時20分~16時15分 | 9時00分~ | 6,000円 |
| 乙種防火管理講習 | 1日間 | 9時20分~16時15分 | 9時00分~ | 4,000円 |
| 甲種防火管理再 防災管理再を 併せた講習 | 1日間 | 9時20分~12時45分 | 9時00分~ | 3,500円 |
| 甲種防火管理再講習 | 1日間 | 9時20分~11時45分 | 9時00分~ | 3,500円 |
| 防災管理新規講習 | 1日間 | 9時20分~15時45分 | 9時00分~ | 3,500円 |
| 防災管理再講習 | 1日間 | 9時20分~11時45分 | 9時00分~ | 3,000円 |

講習科目の一部免除

次の講習の種別に応じた講習の既修者は、重複する講習科目の受講が免除されます。ただし、効果測定は免除されません。また、受講申請は消防署の窓口のみとなります。

- 1 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習
「防火対象物点検資格者講習」「自衛消防業務講習」「防災管理点検資格者」の既修者
- 2 防災管理新規講習
「自衛消防業務講習」の既修者
- 3 講習開始時刻又は終了時刻が異なりますので、受講申請時にご確認ください。
- 4 受付は消防署の窓口のみとなります。資格を証明する修了証等をご持参ください。
- 5 横浜市消防局のホームページから受講申請された場合は、一部免除が適用されませんのでご注意ください。

その他

- 1 講習開始時刻を過ぎると、講習会場へ入室することができませんのでご注意ください。
- 2 「甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習」は連続した2日間の講習を受講する必要があります。
- 3 「甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習」の2日目に避難設備等の実技講習がありますので、支障のない服装での参加をお願いします。
- 4 講習会場には駐車場及び駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 5 受講申請は、講習日の5日前又は定員に達した時点で締め切りとなります。
- 6 講習の終了が正午を過ぎる講習（甲種防火管理再及び防災管理再を併せた講習を除く）については1時間（12時から13時）の昼休みがあります。
なお、講習会場に食堂はありませんので、お近くの飲食店等をご利用いただくか、昼食をご持参ください。ごみはすべてお持ち帰りください。

修了証の交付について

全ての科目を受講し、効果測定を修了された方に対し、修了証を即日発行します。